

「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知について（依頼）

栃木労働局長より、[令和8年3月30日付け栃労発基 0330 第2号](#)をもって、標記に係る会員への周知依頼がありました。

令和7年5月14日に公布された改正労働安全衛生法（令和7年法律第33号）により、第62条の2（高年齢者の労働災害防止のための措置）が追加されて、令和8年4月1日から施行されました。

その追加された労働安全衛生法第62条の2第2項の規定に基づき、令和8年2月10日、「高年齢者の労働災害防止のための指針」が公表され、令和8年4月1日から適用されることとなったものです。

この指針の趣旨（第1）においても記されている通り、「法第62条の2第1項に規定する高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な事項を示したものである」としています。

働く高年齢者の労災防止に向けた作業環境改善等を努力義務とした改正労働安全衛生法及び、それに基づく今般の指針を踏まえた取り組みを宜しくお願い致します。

詳細は、以下をご覧ください。

- [高年齢労働者の安全衛生対策について | 厚生労働省](#)